

第七十四回帝國議會
衆議院
人事調停法案委員會會議錄(速記)第二十回

會議

昭和十四年三月二十三日(木曜日)午後一時
五十六分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 牧野 賤男君
理事古島 義英君 理事伊藤 五郎君

理事江原 三郎君 理事崎山 嗣朝君

一松 定吉君 高橋 義次君
齋藤 直橋君 山本 糸吉君
庄司 一郎君 濱田 國松君
山本 芳治君 石坂 繁君
長谷 長次君 佐竹 晴記君

椎尾 辨匡君

出席政府委員左ノ如シ

內務參與官 中井 一夫君
司法政務次官 倉元 要一君
司法參與官 濱野徹太郎君
司法省民事局長 大森 洪太君

司法省刑事局長 松阪 廣政君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

非訟事件手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
裁判所構成法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
司法書士法中改正法律案(鹽川正藏君外一名提出)
司法書士法中改正法律案(中山福藏君外二名提出)
建築士法案(野村嘉六君外七名提出)
行政書士法案(中山福藏君外二名提出)
非訟事件手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
裁判所構成法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
民事訴訟法中改正法律案(牧野賤男君外二名提出)
計理士法中改正法律案(中野治介君外二名提出)
檢査計理士法案(森田重次郎君外三名提出)
裁判所構成法中改正法律案(岡本實太郎君外十二名提出)
辯護士法中改正法律案(池田清秋君外一名提出)
辯護士法中改正法律案(高橋義次君外七名提出)
辯護士法中改正法律案(服部英明君外一名提出)
公證人法中改正法律案(中野治介君提出)
刑事訴訟法中改正法律案(高橋義次君外六名提出)
刑事訴訟法中改正法律案(俵孫一君外十七名提出)
刑事訴訟法中改正法律案(堀切善兵衛君外二十四名提出)
刑事訴訟法中改正法律案(石坂繁君外一名提出)
刑事訴訟法中改正法律案(中村高一君外一名提出)
競爭入札ノ取締等ニ關スル法律案(福田關次郎君提出)
商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

辯護士法中改正法律案（高橋義次君外七名提出）

刑事訴訟法中改正法律案（高橋義次君外六名提出）

刑事訴訟法中改正法律案（俵孫一君外十七名提出）

刑事訴訟法中改正法律案（堀切善兵衛君外二十四名提出）

刑事訴訟法中改正法律案（石坂繁君外一名提出）

刑事訴訟法中改正法律案（中村高一君外一名提出）

商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案（政府提出、貴族院送付）

○牧野委員長 只今ヨリ會議ヲ開キマス、非訟事件手續法中改正法律案、該案ニ對シテハ質問打切ノコトニ決定致シテ居リマス、此ノ際討論、採決ヲ致シマス、先ヅ御意見ノアル方ハ御發言ヲ願ヒマス

○古島委員 是ハ洵ニ已ムヲ得ザル法案デアリマスカラ、民政黨ヲ代表致シマシテ賛成ノ意ヲ表シマス

○江原委員 私ハ政友會ヲ代表致シマシテ本案ニ賛成致シマス

○石坂委員 私モ第一議員俱樂部ヲ代表致シマシテ賛成致シマス

○佐竹委員 社會大衆黨ヲ代表致シマシテ賛成致シマス

○牧野委員長 ソレデハ採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

〔總員起立〕

○牧野委員長 起立總員、本案ハ可決セラレマシタ

○牧野委員長 次ハ裁判所構成法中改正法律案、此ノ案モ既ニ質疑ハ終了致シ居リマス、討論、採決ヲ致ス順序ト相成ツテ居リマス

○古島委員 立憲民政黨ヲ代表致シマシテ賛成ノ意ヲ表シマス

○江原委員 私ハ政友會ヲ代表致シマシテ賛成致シマス

○石坂委員 私ハ第一議員俱樂部ヲ代表致シマシテ賛成致シマス

○佐竹委員 社會大衆黨ヲ代表致シマシテ賛成致シマス

○牧野委員長 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、採決ヲ致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ望ミマス

〔總員起立〕

○牧野委員長 起立總員、本案ハ可決サレマシタ

○牧野委員長 次ハ商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案、是モ質疑ハ終了致シテ居リマス、討論、採決ノ順序ト相成ツテ居リマス、此ノ際御意見ノアル方ハ御發言ヲ願ヒマス

○古島委員 我儘ナ法律デハアリマスルガ、今後改正ヲ致シテ戴クコトト致シマシテ、立憲民政黨ヲ代表致シマシテ賛成致シマス

○江原委員 私ハ政友會ヲ代表致シマシテ本案ニ賛成致シマス

○石坂委員 第一議員俱樂部ヲ代表致シマシテ賛成致シマス

○佐竹委員 社會大衆黨ヲ代表致シマシテ賛成致シマス

○牧野委員長 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、採決ヲ致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔總員起立〕

○牧野委員長 起立總員、本案ハ可決サレマシタ

○濱野政府委員 此ノ際一言御挨拶ヲ申上ガタイト思ヒマス、政府提案ニ係リマスル人事調停法初メ幾多ノ法案ガ、皆様方ノ御熱誠ナル御審議ニ依リマシテ悉ク原案通り御採決ヲ得マシタコトハ洵ニ欣快ニ存ジ、

御熱誠ナル御審議ニ對シマシテ厚ク感謝ノ意ヲ表シマス

○牧野委員長 次ハ議員提出、刑事訴訟法中改正法律案、是ハ前會ノ決定ニ基イテ俵孫一君外十七名提出、堀切善兵衛君外二十四名提出、石坂繁君外一名提出、中村高一君外一名提出ノ四案ヲ併合シテ審議ヲ致シマス、之ニ付テ質問ヲ續行致シマス

○古島委員 議事進行ニ付テ一言申上ゲタイト思ヒマス、此ノ提出ニナツテ居リマス各案ニ付キマシテハ、齋藤君ノ御要求モアリマシテ、大臣ニ御出席ガ願ヒタイト云フコトデアリマス、此處デ大臣ガ御出デニナルマデ、此ノ儘デ一時休憩ヲ願ヒタイト思ヒマス

○牧野委員長 古島君ノ休憩ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○牧野委員長 ソレデハ暫時休憩致シマス

午後二時一分休憩

午後三時二十五分開議

○牧野委員長 只今ヨリ會議ヲ開キマス、刑事訴訟法中改正法律案ニ付テ質問ヲ續行致シマス

○高橋委員 質疑ヲ打切ツテ、直チニ討論

ニ入ラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○牧野委員長 高橋君ヨリ、本案ハ至極簡單明瞭デアルカラ、質疑ヲ打切ツテ直チニ討論ニ入ルベシトノ動議デアリマス、之ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○牧野委員長 御異議ナシト認メマス、仍テ質問ヲ終了シテ討論ニ入ルコトニ致シマス

○山本委員 本案ハ討論ヲ省略シテ、直チニ採決ニ入ラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○牧野委員長 山本君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○牧野委員長 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ採決ヲ致シマス、四案併合ノ原案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔總員起立〕

○牧野委員長 起立總員、仍テ原案ハ滿場一致可決ニナリマシタ

〔拍手起ル〕

○高橋委員 一寸司法ニ關聯シタコトニ付テ政府ニ御尋ラシテ置キタイ、ソレハ臺灣並ニ朝鮮ニ所謂司法統一ノ御意思ナキヤ否

ヤ、即チ現在臺灣、朝鮮ハ總督ヲシテ其ノ

衝ニ當ラシメテ居ル、此ノ機構ヲ改メテ、内

地、臺灣、朝鮮ニ共通ナル司法ノ機構統一ヲ爲スノ御意思ナキヤ否ヤト云フ點ニ付テ、政府ノ御意見ヲ伺ツテ置キタイ

○牧野委員長 只今ノ高橋君ノ御質問ニ對シテハ、政府ニ於テハ、司法大臣出席ノ上、答辯ヲスルト云フコトニ致シマス

○高橋委員 モウ一點司法ニ關スル點ト、ソレカラ特ニ臺灣ニ對シテ親族、相續ニ關スル法律ガ適用サレテ居ラナイノデアリマスガ、此ノ法律ノ適用ヲ、ヤハリ同様ニ臺灣ニ施行スルノ御意思ナキヤ否ヤ、以上ノ二點ニ對シマシテ、司法機構ノ統制ヲナサルト云フ御意思ガアレバ、其ノ理由ヲ御尋スル必要ガナイノデアリマスガ、未ダ其ノ機ニアラズトカ、時期尙早トカ云フコトデアリマスナラバ、其ノ點ニ付テノ政府ノ御考ノ概要ヲ、御示ヲ願ヒタイト云フコト

ト、ソレカラ親族相續ニ關スル法律ニ關シテモ同様、未ダ施行シ能ハズトスルノ御意見デアラナラバ、其ノ理由ヲ明ニ御伺ヲ致シテ置ク次第デアリマス、此ノ二點ニ付テ然ルベキ時期ニ御答辯ヲ願ヒタイと思ヒマス

○牧野委員長 高橋君ノ御質問ハ、前同様

ノ取扱ヲ致シマス——高橋義次君外七名提

出、辯護士法中改正法律案、之ニ關聯スル

高橋義次君外六名提出、刑事訴訟法中改正法律案、此ノ兩案ニ付テ質疑ヲ許シマス——山本君

○山本委員 司法當局ニ所見ヲ伺ヒタイノデアリマスガ、ソレハ只今上程ニナリマシ

タ辯護士法中改正法律案、刑事訴訟法中改正法律案、但シ刑事訴訟法改正法律案ハ、當然ノ歸結トシテ起ツテ來ル問題デスカ

ラ、是ハ別問題ト致シマシテ、辯護士法中改正法律案ノ提出ノ理由ハ極メテ明瞭デア

リマシテ、現在ノ辯護士試補制度ガ其ノ實施ノ結果、多年在野法曹界ニ於テ要望シテ居

タ辯護士試補制度ガ、折角確立セラレタニモ拘ラズ、其ノ試補修習ノ方法ニ付テ未ダ全カ

ラザルモノガアルガ故ニ、其ノ實績ヲ舉ゲルコトガ出來ナイ現狀デアリマス、ト申シマス

ノハ、御承知ノ如ク現在ノ辯護士試補ハ、辯護士會ニ所屬致シマシテ、地方々々ニ依ツテ

修習ノ仕方ガ色々變ツテ居リマスケレドモ、要スルニ辯護士試補ハ先輩ノ辯護士カラ訴

狀ノ書キ方トカ、書面ノ書キ方トカ、サウ云フヤウナコトヲ修習シ、指導辯護士ト共

ニ法廷ニ行キマシテモ、唯一般傍聽人ト同

様ニ傍聽ヲスルニ過ギナイノデアリマシテ、

直接事件ニ關與スルコトガ出來ナイノデア

リマス、是ガ司法官試補ト比較致シマシテ、

司法官試補ニハ檢事代理ノ制度モアリマスシ、事實法廷ニ特別傍聽致シマシテ、其ノ事件ニ對スル——勿論決定的ナ判決デハナイ

ガ、判決ノ書キ方其ノ他審理ノ仕方等ニ付テ、直接實務ニ携ハリ得ル方法ガ出來テ居

ルノデアリマスガ、辯護士試補ニハ其ノ方法ガナイノデアリマス、隨テ折角一年半一

切ノ仕事ヲ止メサセラレテ、辯護士ノ試補トシテ修習ヲシテ居リナガラ、其ノ實績舉

ガラザルコト甚シイ、ソコデ本當ニ辯護士ノ試補ヲシテ一年半ノ辛キ修習ヲ爲サシメ

テ、其ノ目的ヲ達セシメヨウトスルナラバ、ドウシテモ直接事件ニ關與シ得ル方法

ヲ講ジテヤラナケレバ、萬全ダトハ言ヘナイノデアリマス、ソコデ本法案ハ辯護士試

補ニ指導辯護士ノ責任ニ於テ、直接事件ニ關係シ得ルヤウナ辯護士法ノ改正、即チ民

事デアレバ復代理、刑事デアレバ辯護人代理、此ノ二ツノ制度ヲ認メテ、ソレモ無制

限ニ試補ニ事件ノ取扱ヲ認メルト云フコトハ、試補制度ヲ置イタ趣旨ニ反シマスノデ、

指導辯護士ノ責任ニ於テ、即チ指導辯護士ノ關スル限リニ於テ、實務ノ修習ニ當ラセ

ルヤウナ方法ニスレバ、弊害モナク、而シ

テ折角一年半ノ辛キ修習ノ實績ガ舉ガルダ
ラウ、斯様ナ考カラ實務修習ノ方法ニ付テ、
サウ云フ制度ヲ設ケルコトガ、今日マデ試
補修習ノ確立ヲ要望致シテ來マシタ私共委
員ノ立場カラ考ヘテ見マシテ、ソレ以外ニ
辯護士試補制度ノ實績ヲ舉ゲル方法ハナイ
ト確信致シマシテ、本案提出者ノ一人ニナ
ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ點ニ付テ直
チニ司法當局ガ御同意サレルヤ否ヤハ別問
題ト致シマシテ、司法當局ニ於カレマシテ
モ、辯護士試補ノ修習ノ方法トシテ、私共提
案ノ其ノ根本ノ趣旨ニ御賛成デアリヤ否ヤ、
之ニ御賛成下サルトスルナラバ、來議會ニ
於テ是ト同様ノ法案ヲ御提出ニナリ、而シ
テ一年半ノ辛キ辯護士試補ノ修習ヲシテ、
其ノ效果アラシムルヤウ御配慮ヲ煩ハシタ
イト思フノデアリマス、此ノ點ニ對スル司
法當局ノ御意見ヲ伺ツテ置キタイト思ヒマ
ス

キデハナイカト云フコトハ、相當尊重スベ
キコトデアリマス、唯修習ノ爲ニ關與セシ
ムルト云フ建前デアリマス、是ハ其ノ意
味デハ多少問題ニナルカト思ヒマス、寧ロ
辯護士試補或ハ司法官試補ト云フ資格ノア
ル者ハ、一定ノ限度ニ於テハ訴訟事務ニ關
與セシムルノガ宜イノデハナイカ、ソレガ
反面ニ於テ修習ノ實績ヲ舉ゲル效果モアル
ト云フ意味デ、私ハ御同感ノ意ヲ表シタノ
デアリマスガ、唯本案自體カラ申シマス
ト、骨子ノ點ハ、指導辯護士ハ實務修習ノ
爲メ所屬辯護士試補ニ訴訟復代理又ハ辯護
人代理ヲ命ズルコトヲ得トアツテ、之ニ關聯
シテ刑事訴訟法中改正ノ方ハ辯護士法第二
條ノ二ノ規定ニ依リ、辯護人代理ヲ命ジタル
時ハ其ノ書面ヲ差出スベキコトヲ規定スル
トノ御趣旨デアリマスガ、此ノ改正ノ要點ガ、
刑事ニ於キマシテ、假ニ被告人及ビ辯護士
試補ノ承諾ノ下ニ於テ、之ヲ爲シ得ルト云
フ御趣旨デアリマスルナラバ、寧ロ現行ノ
刑事訴訟法ノ第四十二條ノ如ク、被告人ニ
對シテ辯護人ト連署シタル書面ヲ提出セシ
ムルノガ、適當デハナイカト云フ風ニ考ヘ
ラレルノデアリマス、又假ニ被告人及ビ辯
護士試補ノ意思如何ニ拘ラズ、指導辯護士
ハ之ヲ命ジ得ルト云フ意味デアリマスナラ

バ、被告人ハ辯護士ノ人格手腕ニ信賴シテ
辯護士ヲ依頼スルノデアリマスカラ、左様
ナル改正ヲ行フト云フコトハ妥當デナイヤ
ウニモ思ハレルノデアリマス、民事ニ付キ
マシテモ、ヤハリ當事者トノ關係ヲ考慮ス
ル必要ガアラウカト考ヘマス、併シ單ニ官
選辯護士ヲ裁判所ガ命ズルト云フコトニナ
レバ、是ハ又問題ハ別ニナリマス、尙ホ假
ニ本案ノ如キ趣旨ノ改正ヲ行フト致シマシ
テモ、元來事件ノ種類ヤ訴訟行爲ノ種類、
或ハ區裁判所ニ限ルカ、地方裁判所ニ限ル
カ、或ハ審級ヲ限ルコトヲ必要トスルカシ
ナイカドウカト云フ點ヲ、少シク研究スル
必要ガアリハセスカ、又一定ノ期間修習シ
タ者、即チ一定期間ノ修習ヲ條件ニシテ許
ス必要ガアリハシナイカ、成リタテカラ直
グ許スノハドウカト云フ問題モ多少研究シ
タイト思ヒマス、又報酬ヲドウスルカト云
フ問題モ考ヘラルベキ問題デアリマス、或
ハ業務上知り得タル祕密ノ保持ニ關スル規
定ヲ如何ニスルカノ點デアリマスガ、辯護
士ナラバ刑法第百三十四條ニアリマスガ、
試補ハドウ云フコトニ致シマス、其ノ點
モ研究シテ見ナケレバナラスト思ヒマス、又
辯護士法中ニモ改正ヲ要スル點ガアリハシ
ナイカ、例ヘバ懲戒ニ關スル規定ガ辯護士

ニハ適用ガアリマスルガ、試補ニハ適用ガ
ナイノデアリマス、併シ實務ヲ執ルト云フ
コトニナルト、是ニモ適用スル必要ガアル
カドウカ、或ハ指導辯護士ガ責任ヲ負ウテ
ヤルノダカラ、必要ハナイト云フコトニナ
ルカモ知レマセヌガ、ソコラモモウ少シ研
究スル必要ガアリハセスカト思フノデアリ
マス、裁判所構成法第百十一條ノ不當ノ言
語ノ禁止ノヤウナ規定モ、或ハ何等カ試補
ニ適用スルヤウナ規定ヲ設ケル必要ガアリ
ハシナイカ、是等ノ點ニ付キマシテ多少法
規ヲ改正スルカ否カト云フコトガ、少シク
研究ヲスル必要ガアリハシナイカト思フノ
デアリマス、併シ研究ニ名ヲ藉リテ決シテ
司法省ハ此ノ改正ヲ拒ム譯デハアリマセ
ヌ、眞實研究ヲ致シタイト思ツテ居リマス、
御承知ノ如ク辯護士法ハ辯護士ノ素質ヲ向
上シ、其ノ信用ヲ厚カラシムル爲ニ舊法ヲ
改正シマシテ、現行ノ辯護士法ノ制度ガ設
ケラレ是ガ施行後ハ、此ノ試補制度ヲ廢ス
ベシト云フヤウナ議論ガアツテ、法律案ヲ提
出セラレタコトモアル、昭和十二年六月ニ
開催セラレマシタ司法部ノ長官、全國ノ所
長、檢事正及ビ辯護士會ノ會長ノ合同協議
會ニ於キマシテモ、辯護士會長ノ中カラ「辯
護士試補ハ指導辯護士ト共ニ出廷シ指導者

ノ責任ニ於テ其辯護士ノ事件ヲ補助シ得ル
規定ヲ設クルコト」ト云フ答申ヲ致シマシ
タ、本案トハ大分範圍ガ違ヒマスガ、是ハ
全國ノ辯護士會長ノ答申デアリマス、左様
ナ譯デアリマシテ、只今又此ノ法律案ヲ提
出セラレタノデアリマスガ、是等ノ要望ニ
鑑ミマシテ、司法省ト致シマシテハ適當ナ
ル方法ニ依ツテ、是等ノ點ニ關スル全國ノ
裁判所、檢事局及ビ辯護士會ノ意見ヲモ徵
シマシテ、是等ヲ參考トシマシテ、適當ニ此
ノ問題ニ付テ善處スル考デアリマスカラ、
左様御承知ヲ願ヒマス

○高橋委員 只今松阪刑事局長ノ山本委員
ノ御尋ニ對スル御答辯ヲ承リマシテ、私モ
提案者ノ一人トシテ洵ニ満足ヲ致ス者デア
リマス、只今政府委員トシテノ松阪局長ノ
御話ノ通り、ソレダケノ御方針ヲ以テ本案
ニ御臨ミニナツテ居ラレマスル以上、成ベ
ク速ニ法規其ノ他ノ研究ヲ完ウセラレマシ
テ、此ノ案ノ實現ヲ速カナラシムルヤウニ、
此ノ上トモ要望致シマス

○松阪政府委員 左様ナ譯デアリマスカ
ラ、本案ニハ今直チニハ賛成致シ兼ねマス
ガ、御趣旨ハ御尤ト思ヒマスノデ、成ベク
御趣旨ニ副フヤウニ努力シタイト思ヒマス
○牧野委員長 本日ハ是ニテ散會致シマ

ス、次會ハ公報ヲ以テ御知ラセ致シマス
午後三時四十五分散會

昭和十四年三月二十五日印刷

昭和十四年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局